

子どもに関する手当のご案内

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童（18歳に達した年度末まで）を養育している家庭（ひとり親家庭）を対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

◆支給月額（平成23年4月現在）

▷児童1人の場合＝41,550円～9,810円（※平成24年度から、全国消費者物価指数の実績値に伴い、支給額が変更されます）

▷第2子加算＝5,000円

▷第3子以降の加算＝児童1人につき3,000円

※請求者本人と、同居の親族（扶養義務者）の所得により支給額を決定します（所得限度額を超えると手当は支給されません）。また、毎年8月に「現況届」を提出していただき、支給額を見直します。

《注意》手当の一部支給停止措置について

お子さんが8歳以上かつ、受給開始から5年を経過するなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。ただし、就職や就職活動などをしていたり、働くことができない理由がある場合は、届け出により減額されません。

◆支給方法

原則、年3回（4月・8月・12月）、前月までの4カ月分を指定した金融機関の口座へ振り込みます。

◆請求方法

申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。請求する方の事情により必要書類が異なりますので、児童課で確認してください。

なお、申請は必ずご本人がお出掛けください。

◆請求できない方

▷公的年金などを受給している方

▷事実上婚姻関係と同様の事情にある方など

子ども手当の申請はお済みですか？

平成23年10月分から子ども手当を受給するためには、3月30日(金)までに認定請求の手続きが必要です。

手続きが済んでいない方で、かつ、2月15日に手当が支給されていない方は、至急児童課へ申請してください。（公務員の方は勤務先）

■問い合わせ 児童課家庭児童係（内線154）

バイク・軽自動車などの廃車・譲渡の手続きはお早めに！

原動機付自転車・二輪車・軽自動車などに対する軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。

毎年、納税通知書を発送すると、「廃車したはずなのに、どうして納税通知書が届いたのですか？」といった問い合わせをいただくことがあります。これは4月1日現在において、廃車手続きが済んでいないことが原因です。

廃車・譲渡などをした方は、車両の種類に応じて下記の機関でお早めに手続きをしてください。

種類	手続き先
原動機付自転車 (125cc以下のもの) 小型特殊自動車	市役所税務課税政係 ☎☎1111(内線183)
125cc超の二輪車	中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
軽自動車(軽三輪、軽四輪)	岐阜県軽自動車協会 ☎058-279-1561

■問い合わせ 税務課税政係（内線183）

ごみ出しルールを守りましょう

皆さんの町にあるごみ集積場所は、家庭から出るごみを効率良く収集し、ごみ出しマナーを守るため、地域の自治会などで清掃などの管理をいただいています。これらのごみの集積場所には、家庭から出るごみを出すことになっていますが、最近、事業所からのごみが出ています。

仕事から出るごみ（事業活動に伴って発生する紙くず・木くず・繊維製のごみ、従業員が食べたお弁当の食べ残しなどの生ごみなど）は、自治会が管理するごみ集積場所に出すことはできません。

仕事から出るごみは、環境センターに直接持ち込むか、下記の一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼してください。

◆許可業者

(株)愛幸商店(☎☎5072)

衛藤産業(☎☎2293)

(有)ダイセン(☎☎7181)

(株)橋本(☎0574-62-3310)

■問い合わせ 環境センター(☎☎3325)

